

ぱれっとスタッフによる 福祉用語解説

●移動支援とは

障害者総合支援法に基づく生活支援事業サービスの一つであり、障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、移動が困難な人に対してガイドヘルパーが行なう外出の支援サービスです。

移動支援は、厚生労働省が地域の自治体へ委託をした業務であり、地域の特性や利用者の状況・要望に応じて実施されています。そのため、支援方法や外出範囲、負担費用など地域によってサービスの詳細は様々です。

今回は主に渋谷区で行なっている移動支援サービスの内容を中心に取り上げます。

●移動支援の概要説明(渋谷区)

1 対象者

移動に著しい困難があり、かつ次のいずれかに該当する方

- (1) 視覚・聴覚障がい、又は全身性障がいがあり、身体障害者手帳の交付を受けている
- (2) 愛の手帳、又は療育手帳の交付を受けている
- (3) 統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質等の精神疾患を有する

2 サービス内容

- (1) 社会生活上不可欠な外出
- (2) 余暇活動等の社会参加のための外出
- (3) サービス利用時の急病・怪我などによる突発的な通院
- (4) 短期入所施設及び緊急一時保護施設への送迎

3 利用時間

1か月につき25時間まで。(一人暮らし、全身性障がいの場合はそれぞれ10時間加算、視覚障がいの方は15時間加算します。)

ぱれっとの職員による「福祉用語解説」。第5回は、「地域の中でその人らしい生活をおくる」ために必要な支援の一つ、移動支援について取り上げます。

4 負担金額

車いす利用または行動障がいが多い等、常時見守りが必要な人では日中1時間4,614円、左記以外の人では日中1時間2,262円。いずれも30分単位で金額が変動。また時間帯によって加算が発生。利用者が実際に負担する料金は収入に応じて決定される(令和2年4月時点)。※外出にかかる交通費等は利用者の実費負担。※金額等は改正されている場合があります。詳細については渋谷区のホームページでご確認ください。

「社会生活上不可欠な外出」とは、冠婚葬祭や選挙への投票など。「区役所で必要な手続きをしたいけれど、移動するのが大変」という方も、ガイドヘルパーが付き添ってくれたら心強いのでは。また「余暇活動等の社会参加のための外出」は、散歩したい、買い物へ行きたい、コンサートに行きたいなどなど、利用内容はほぼ何でもOKです。

えびす・ぱれっとホームの入居者には、移動支援を利用して月に一度カラオケボックスへ出掛けられる方がいらっしやいます。3時間たっぷり歌って帰って来た際の表情はとてもスッキリされていて、楽しかった時間が窺えます。

今回移動支援を調べてみて、ぱれっと・ホームの理念のひとつでもある「地域の中でその人らしい生活をおくる」こと、移動支援もそれを支えうるサービスの一つなのではと感じました。自分の住む地域にはどんなサービスがあるのか、まず調べてみることの大切さを学んだように思います。

(えびす・ぱれっとホーム 山木久美)